

仕様書

- 1 件 名 学童クラブ非常通報装置（学校 1 1 0 番）保守点検業務
- 2 履行場所 府中市立第五学童クラブ分館及び第八学童クラブ（別表及び定期点検一覧のとおり）
- 3 業務内容
 - （１）機器の仕様

第五学童クラブ分館
 1 1 0 番通報主装置 1 台 受理用電話機 1 台
 発報確認ランプ 3 か所 非常用押しボタン 3 か所

第八学童クラブ（放課後子ども教室含む）
 1 1 0 番通報主装置 1 台 受理用電話機 1 台
 発報確認ランプ 5 か所 非常用押しボタン 5 か所
 - （２）点検回数

点検：年 4 回
 遠隔監視保守点検（月 1 回） 合計：年 1 2 回
 - （３）点検内容

設備状況の確認
 外観確認
 電源及び表示灯の確認
 疑似回線での通報試験
 通報試験
 W E B 受信確認
 回線断検出回路確認
 最終確認
 - （４）異常検出時の対応・報告及び巡回点検時の報告

ア 発報や異常発生状況及び保守点検作業結果については、東京都から報告を求められた場合又は必要に応じて、東京都に適切な方法により報告すること。

イ 定期巡回保守の結果については、市に報告を行うこと。

ウ 作動試験等、東京都への届出又は報告が必要な事項については、遺漏なく実施すること。
 - （５）作業日時について

作業日時については、施設と協議のうえ決定すること。

なお、作業は原則として学童クラブ及び放課後子ども教室の運営に支障がない日時に実施するものとし、次の時間帯を避けること。

 - 平 日：午後 1 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
 - 土曜日：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
 - 長期休業期間：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

日曜日、祝日及び年末年始は運営しない。
 - （６）成果品の提出

業務終了後、速やかに点検ごとの点検結果報告書（保守巡回点検カード）を提出すること。また、報告書については学童クラブ毎に報告書を作成し、データで提出すること。

別表

学童クラブ名	所 在 地	回線	電 話 番 号
第五学童クラブ分館	西府町 1 - 6 0	アナログ	0 4 2 - 3 3 0 - 0 1 5 1
第八学童クラブ	是政 1 - 3 4	ひかり	0 4 2 - 3 3 4 - 5 3 9 4